

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十八号

埼玉県議会令和三年五月臨時会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第四号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年五月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,203,327千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,207,590,987千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

## 別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		327,828,278	27,084,640	354,912,918
	2 国庫補助金	207,208,485	27,084,640	234,293,125
14 諸収入		43,133,232	118,687	43,251,919
	4 受託事業収入	2,682,342	118,687	2,801,029
歳入	合計	2,180,387,660	27,203,327	2,207,590,987

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		171,725,796	1,112,573	172,838,369
	1 公衆衛生費	131,756,701	1,112,573	132,869,274
7 商工費		81,018,456	26,090,754	107,109,210
	1 商工業費	80,710,222	26,090,754	106,800,976
歳出合計		2,180,387,660	27,203,327	2,207,590,987